

平成25年3月1日 東京国税局 口頭回答

東京都環境公社以外が販売するグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取得等に係る取引の税務上の取扱いについて

・回答

都が示した契約書の例に基づき、別紙1の手続きフローによる取引を行う場合は、東京都と公社が連携して実施した住宅用太陽エネルギー利用機器促進事業によるグリーン電力証書を変換した再エネクレジットの取扱いと同様で差し支えない。

契約書の例（抜粋）

（目的）

第1条 本契約は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第 215号。以下「条例」という。）に規定される総量削減義務と排出量取引制度に基づき、買主がグリーン電力証書の環境価値を変換した再エネクレジットを取得し、削減義務を履行するため、売主から買主へのグリーン電力証書の譲渡について規定することを目的とするものである。

（グリーン電力証書の譲渡）

第2条 売主は買主に対し、次の条件に基づきグリーン電力証書を譲渡するものとする。

- (1) グリーン電力証書として売主が買主に譲渡する電力量（以下「譲渡電力量」という。）は、〇〇〇kWhとする。譲渡電力量の再エネクレジットの量への換算方法は、別紙によるものとする。
 - (2) 譲渡するグリーン電力証書は削減義務の履行に利用可能なものとし、売主は、平成〇年〇月〇日までに△△△名義で発行し、東京都に送付するものとする。
 - (3) 売主は、前号のグリーン電力証書を東京都に送付するにあたり、当該グリーン電力証書の記載内容に係るグリーンエネルギー認証センターが発行した設備認定証明書の写し及び電力量認証証明書の写しを、東京都に送付するものとする。
- 2 買主は、前項により発行されたグリーン電力証書の名義若しくは使用目的を変更し、又はこれを第三者に譲渡することはできないものとする。

（再エネクレジットの取得）

第3条 買主は、本契約に基づき発行されるグリーン電力証書について、平成〇年〇月〇日までに、条例及び再エネクレジット算定ガイドラインに基づき電力量の認証の申請及び振替可能削減量の発行の申請を東京都に対して行うものとし、当該申請の後速やかに、その旨を売主に通知するものとする。

契約書の例

(別 紙)

譲渡電力量の換算方法について

売主が買主へ引き渡すグリーン電力証書に表記された電力量の再エネクレジットの量への換算は、次の計算式によるものとする。

(計算式)

太陽光、風力、地熱又は小水力による発電の場合

再エネクレジット (tCO2) =

$$\text{譲渡電力量(kWh)} \times \text{電力の CO2 排出係数 (tCO2/千 kWh)}^{\ast} \div 1,000 \times 1.5$$

(小数点以下切り捨て)

バイオマスによる発電の場合

再エネクレジット (tCO2) =

$$\text{譲渡電力量(kWh)} \times \text{電力の CO2 排出係数 (tCO2/千 kWh)}^{\ast} \div 1,000 \times 1.0$$

(小数点以下切り捨て)

※CO2 排出係数は、各削減計画期間ごとに東京都が定める数値